

赤穂 警察署の速度取締指針 (令和7年1月～6月)

次の路線、時間帯を重点に速度違反取締り活動を推進する。

ただし、**重点以外の路線、時間帯であっても、速度違反取締りを実施する。**

※ 規制速度は県内の区間によっても異なることがあります。

重点路線	重点時間帯	規制速度
国道2号	6:00～18:00	40km/h、50km/h
国道250号	6:00～18:00	40km/h、50km/h

各路線選定の理由

- 国道2号 …… 交通事故発生件数が多いため
- 国道250号 …… 交通事故発生件数が多いため

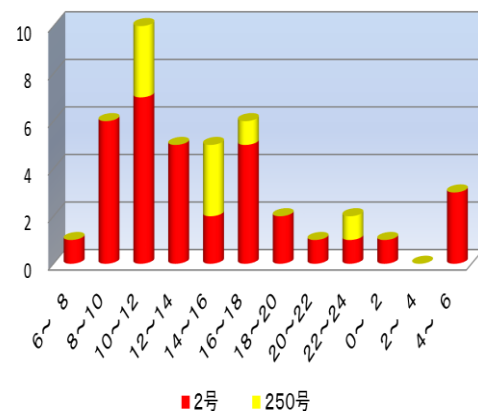
赤穂 警察署管内における交通実態等

○ 令和5年中の交通事故発生状況

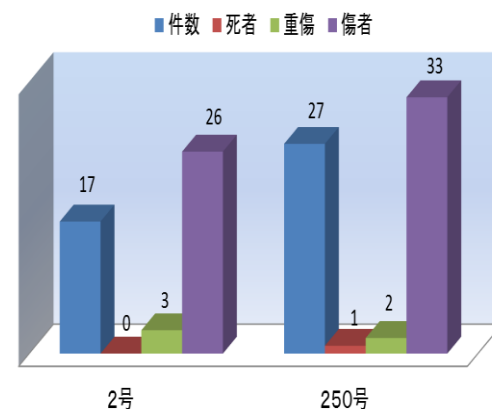
- ・ 人身事故が120件発生し、死者は3人、傷者は144人となっています。
- ・ 重点路線では、人身事故が30件、死者1人、傷者が38人となっています。

○ 過去3年間（R4年～R6年）上半期における重点路線での発生状況（下図参照） 人身事故が44件、死者は1人、重傷5人、傷者は59人となっています。

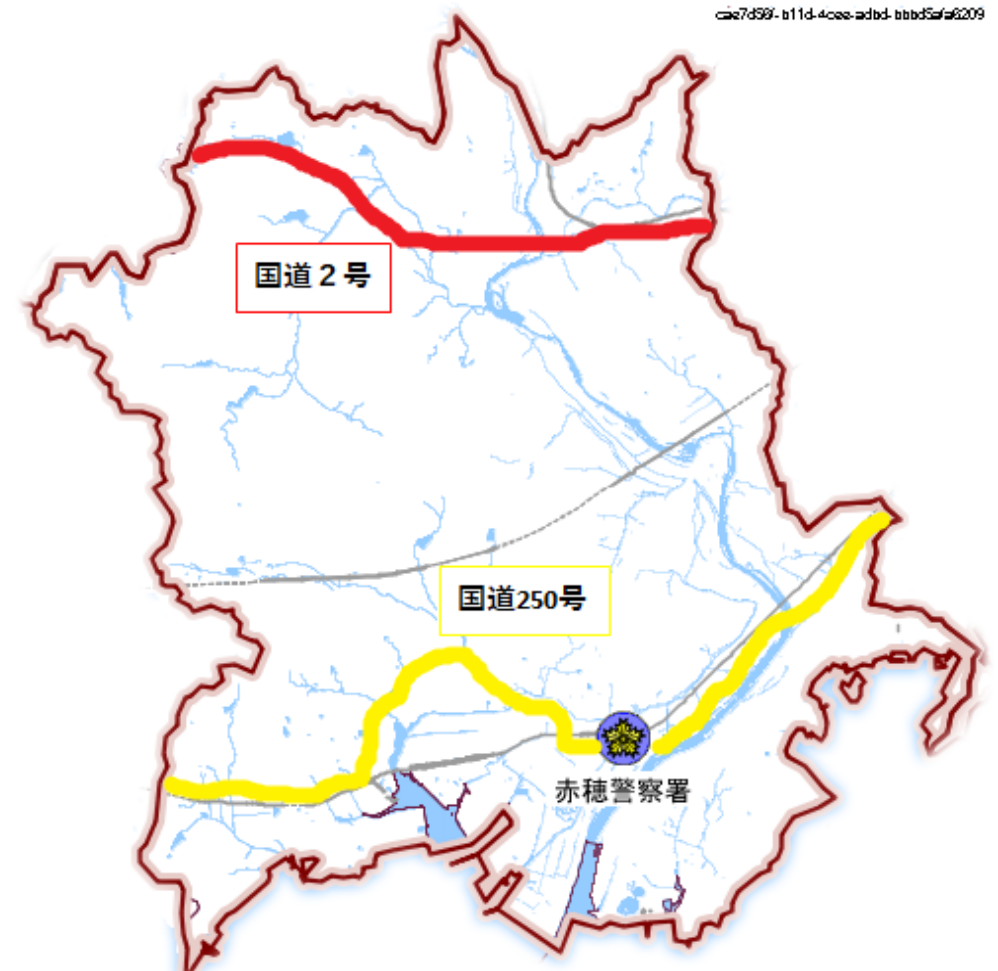
主な路線別、時間別人身事故発生状況(過去3年)



主な路線別人身事故発生状況(過去3年)



赤穂 警察署管内



「この地図は、国土交通省の承認を得て、国土交通省の基幹地図情報に基づいたものである。1:50,000 第433号1」